

日向市緊急情報配信サービス利用規約

(趣旨)

- 1 この利用規約(以下「本規約」といいます。)は、日向市緊急情報配信サービス実施要綱(平成30年日向市告示第166号)。以下「要綱」といいます。)により日向市(以下「市」といいます。)が提供する緊急情報配信サービス(以下「本サービス」といいます。)に関し、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとします。

(適用)

- 2 本規約は、市および本サービスをご利用になられる方(以下「利用者」といいます。)に適用するものとします。

(本サービスの変更、中断または停止)

- 3 市は、電話回線設備、システム障害、メンテナンスその他やむを得ない事由が生じた場合に限り、利用者に通知することなく本サービスの内容を変更、中断または停止することができるものとします。
- 4 市は、本サービスの変更、中断または停止により、利用者または第三者に生じた損害については、市はその責任を負わないものとします。

(本サービスの終了)

- 5 市が本サービスを終了すると決定した場合は、市は利用者にあらかじめ終了する旨を通知したうえで、本サービスの提供を終了できるものとします。

(利用上の注意事項)

- 6 市は、本サービスから配信するメールの完全性、正確性、有用性などについて、明示的または黙示的を問わず、利用者に対していかなる保証を行わないものとし、利用者のご本人の判断と責任において本サービスを利用しなければなりません。
- 7 本サービスは、利用者の特定の目的に適合することを保証するものではありません。
- 8 市は、電話回線の負荷状況などにより、本サ

ービスにかかる緊急情報の配信が遅れた場合または配信ができない場合において、当該配信情報の再送信は行いません。

- 9 市は、宛先不明などにより、複数回にわたって配信できなかった電話番号などの登録内容について、利用者に通知することなく削除できるものとします。

- 10 利用者が本規約に違反した場合または違反行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、市は利用者に予告することなく、登録の削除などの措置をとることができるものとします。

(禁止事項)

- 11 利用者は、本サービスが配信した内容の全部または一部を、市の承諾を得ず複製配布、放送及び商業目的で二次利用することはできません。

- 12 利用者は、本サービスにおける配信情報の内容を利用して、第三者に迷惑をかける行為または不利益を被らせる行為をしてはなりません。

(損害賠償)

- 13 利用者が本規約に違反し、市、本サービス提供事業者および第三者に損害を与えた場合は、利用者はその損害を賠償しなければなりません。

(免責事項)

- 14 市は、利用者が本サービスを利用することによって生じた直接的、間接的または結果的に被ったいかなる損害に対して、その責任を負いません。

- 15 利用者が虚偽の登録を行い、第三者に対して損害を与えた場合、市はその責任を負いません。

(規約変更)

- 16 市は、事前に通知なく、本規約を変更できるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。

- 17 本規約が変更された場合は、変更後の内容が直ちに適用されます。

(附則)

- 18 本規約は、平成30年8月14日から施行します。